

◆◆◆ 即時気象情報配信の利用者負担金 4月から新料金に

財団法人気象業務支援センターでは、気象庁が指定した民間気象業務支援センターの任務の一つとして、同庁の保有する情報（観測データ、気象衛星データ、予報、注意報・警報、地震情報、緊急地震速報等）を契約した利用者に即時的に提供する事業を行っています。この配信に要する実費経費として利用者に負担願っている配信負担金については、概ね3年毎にその見直しを行っています。今回の見直しでは、最近の配信利用者数の増加状況、提供される情報の種類と量の増加状況及び当センターの運営経費の縮減状況等に鑑み、これ迄に比べて負担金額を平均約10%減額する負担金の改定について、気象庁に認可の申請を行ってきました。今般、この負担金の認可を得ましたので、当センターでは、配信に際して、本年4月から新しい負担金を適用することといたします。